

令和3年4月23日

保護者の皆様

東広島市立磯松中学校  
校長 郷地 忠幸

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の基準の変更について（お知らせ）

このことについて、東広島市教育委員会教育長から通知がありました。

このたび、新型コロナウイルス感染症に係る広島県対策本部員会議において、感染拡大防止に向けたステージがステージⅠからⅡへ引き上げられました。

このことに伴い、令和3年4月26日から、今後の生徒の出席停止の基準を次のとおり変更します。

出席停止の基準

- 1 風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が1つでもみられる生徒は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とします。また、同居の家族に風邪の症状が見られる場合も、同条に基づく出席停止とします。
- 2 生徒の感染が判明した場合は治癒するまで出席停止、生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、原則として感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の出席停止とします。教職員についても同様とします。
- 3 上記の1、2以外の場合の措置については、状況により判断します。

※変更点：

「同居の家族に風邪の症状が見られる場合も、同条に基づく出席停止とします」を追加しています。

なお、ステージ2の間は、部活動の朝練習も実施しないように市教委から指示が出ておりますので、合わせてお知らせします。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

この対応は、令和3年4月21日現在のものであり、今後、感染症予防対策全体を踏まえ、適宜見直しを行う予定です。